

# 福岡市子育て世帯住替え助成事業

## よくあるご質問

### ■申請時期について

- ・半年前に引っ越したので申請したいのですが、対象になりますか。  
→対象ではありません。申請は、お引越しをされた日から5カ月以内です。  
(例)令和6年4月5日に転居した場合→令和6年9月4日 が申請期限(書類必着)
- ・前年度に引っ越しましたが、申請できますか。  
→お引越しをされた日から5カ月以内の申請であれば、前年度のお引越しも対象になります。  
(例)令和5年12月23日に転居した場合→令和6年5月22日 が申請期限(書類必着)
- ・転居日の起点(基準)はいつですか。  
→引越し業者の領収書の日付、転居前住宅の解約日等で確認します。詳しくはお問い合わせください。
- ・引越し業者を使わずに引越しをしましたが、この場合の転居日はいつになりますか。  
→転居前住宅の解約日等で確認します。詳しくはお問い合わせください。

### ■転居前の住宅について

- ・福岡市外から福岡市へ引っ越しますが、対象になりますか。  
→引越し前は、福岡市内外のいずれからでも対象になります。ただし、引越し後の住宅は福岡市内に限ります。(福岡市外への転居は対象になりません。)
- ・市営住宅から民間の賃貸住宅へ引っ越しますが、対象になりますか。  
→市営・県営住宅やURなどの公的賃貸住宅からの転居は対象ではありません。  
ただし、離婚やDV被害により別居する場合の転居は対象となります。その場合、離婚やDV被害を相談したことを証明する書類の提出が必要です。
- ・UR住宅から引っ越しますが、対象になりますか。  
→UR(旧公団)を含む公的賃貸住宅からの引越しは対象ではありません。  
ただし、離婚やDV被害により別居する場合の転居は対象となります。その場合、離婚やDV被害を相談したことを証明する書類の提出が必要です。
- ・実家(親名義の持ち家)に住んでいますが、対象になりますか。  
→対象ではありません。持ち家からの転居は、申請者または子の扶養義務者である同居者が所有する持ち家であって、離婚やDV被害により別居する場合の転居のみが対象となります。その場合、離婚やDV被害を相談したことを証明する書類の提出が必要です。
- ・友人が借りている部屋から引っ越しますが、対象になりますか。  
→対象ではありません。助成金を申請されようとする方、もしくは子の扶養義務者である同居者が契約し、家賃を支払っている民間賃貸住宅からの引っ越しが対象となります。
- ・転居前の家賃を支払っていることはどうやって証明すればよいですか。  
→通帳の引き落とし履歴が分かる通帳や、領収書などで確認します(写し)。通帳を提出する場合は、名義を確認できる表紙を併せて提出してください。また、様式第10号「家賃等未払いがないことの証明書」を家主または管理会社から記載してもらい、ご提出いただくことも可能です。

## ■転居後の住宅について

・市営住宅に当選したので引っ越しますが、対象になりますか。

→対象ではありません。市営住宅や県営住宅、URなどの公的賃貸住宅への引っ越しは対象外です。

・UR住宅に引っ越しますが、対象になりますか。

→対象ではありません。市営住宅や県営住宅、URなどの公的賃貸住宅への引っ越しは対象外です。

・新しく家を建てたので引っ越しますが、対象になりますか。

→対象ではありません。住宅の購入で対象となるのは、中古住宅の購入の場合のみです。

・実家(親名義の持ち家)へ名義を変更して引っ越しますが、対象になりますか。

→対象ではありません。

・友人が借りている部屋に引っ越しましたが、対象になりますか。

→対象ではありません。引越し先が民間の賃貸住宅であって、助成金を申請されようとする方、または子の扶養義務者となる同居者が賃貸借契約を締結し、家賃を支払う場合に限ります。

・扶養義務者とは誰のことですか。

→子の直系血族(父母・祖父母等)及び兄弟姉妹です。

・部屋の面積にバルコニーは含みますか。

→含みません。室内の壁芯で囲まれた部分を、賃貸借契約書に記載された面積で確認を行います。

・新耐震基準の建物とはなんですか。

→昭和56年6月1日に建築基準法の構造規定が大きく改正されたことから、改正された建築基準法をもとに建築された物件を対象としています。お部屋を借りられる場合や住宅購入の際に不動産業者が説明する「重要事項説明書」に記載があります。また、昭和56年6月1日以前に建てられた物件でも、耐震診断を行い新耐震基準と同等の地震に対する強さがあると確認されており、その旨を書類で提出できる場合には、助成金の対象となることがあります。

・夫婦と子1名の計3名で家賃が80,000円の民間賃貸住宅へ転居し、転居後に第2子を妊娠しました。4人世帯の家賃の要件を満たしているため、対象になりますか。

→対象ではありません。転居日時点の世帯人数が基準となるため、転居後に妊娠した子どもは世帯人数に含まれません。3人世帯の家賃の要件である75,000円を超えているため、対象外です。

## ■助成対象経費について

・敷金は助成金の対象になりますか。

→対象ではありません。退去時に一部であっても返還される経費については、助成金の対象経費となりません。

・引っ越し業者からもらった領収書・請求書を紛失しましたが、どうしたらよいですか。

→引っ越し業者に再発行の依頼をしてください。内訳が不明な場合は助成金の対象とすることができません。

・引っ越しに伴いエアコンを購入しましたが、助成金の対象になりますか。

→対象ではありません。引越し前に使用していたエアコンなどの移設、設置費用が対象です。

・引っ越し先で使うためにテレビや冷蔵庫などの家電を購入しましたが、助成金の対象になりますか。

→対象ではありません。新規に購入された家電等の費用は対象外です。

・レンタカーを借りて、自ら(または友人に手伝ってもらい)引っ越しをしましたが、レンタカー代や友人に支払った謝礼金は対象になりますか。

→対象ではありません。運送業として許可を受けている引越し業者に支払った経費が対象です。

## ■その他の要件について

・生活保護を受けていますが、対象になりますか。

→対象ではありません。

・引っ越した時点では子どもが18歳ですが、翌月の誕生日で19歳になります。対象になりますか。

→対象ではありません。18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子がいる世帯が対象となります。

・親世帯が同居のために引っ越してきますが、対象になりますか。

→親世帯の方のみの転居は対象ではありません。ただし、親世帯が「高齢者世帯住替え助成事業」の要件に合致する場合は、対象となることがあります。

※高齢者世帯住替え助成事業についての詳細は、HPをご確認ください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochousei/life/sumikaejyosei.html>

・以前引っ越した際に助成金の申請をしました。今よりも会社(または学校や保育所)に近い部屋に引っ越したいのですが、対象になりますか。

→対象ではありません。助成金の申請は原則1回限りです。

・以前引っ越した際に助成金の申請をしました。子どもが増えたので今より広い部屋に引っ越したいのですが、対象になりますか。

→助成金の申請は原則1回限りですが、出産により子どもが増えたなど、世帯人数の増加による転居の場合は再申請の対象となる場合があります。また、親世帯と同居及び近居、DV被害、いじめ等のトラブルなどの理由での転居も、再申請の対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

・別々に住んでいる子どもと同居することになったので引っ越しますが、対象になりますか。

→対象となりますが、引っ越し費用は申請者の方の移動のみが助成対象となります。詳しくはお問い合わせください。

・中古の住宅を購入したので確定申告をしますが、助成金は申告の対象になりますか。

→申告の対象となります。手続きにつきましては、各税務署へお問い合わせください。